取組の方向 2

世界で活躍できる人材の育成

<主要施策3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進>

- 1 小学校の英語教科化の取組(指導部)
 - (1) 英語教育推進地域事業
 - ア 英語教育推進リーダーの配置

英語教育推進リーダーによる模範授業の公開や巡回による指導を通じて、リーダーを配置している地区内の小学校の教員の指導力・英語力の向上を図る。

イ 英語教育推進地域の指定

英語教育推進リーダーを配置した地区のうち、10地区を英語教育推進地域に指定し、各地区における指導体制の充実や教材開発に向けた取組を行う。

ウ 英語教育推進地域事業連絡会の開催

英語教育推進リーダーを対象とした英語教育推進地域事業連絡会を開催し、各地 区の取組の成果を共有する。

エ 教員対象意識調査及び児童対象パフォーマンステストの実施

英語教育推進地域に指定した地区の学校の教員を対象として、小学校英語教科化に関する意識調査を実施するとともに、当該地区の学校の児童を対象にパフォーマンステストを実施する。

(2) 「小学校英語教科化に向けた検討委員会」の設置

東京都の小学校英語教科化に向けた取組を検討するための委員会(有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表などから構成)を設置し、平成 32 年度の全面実施が円滑にできるよう、支援策について協議を行う。

(3) 「小学校外国語活動推進委員会」の設置

東京都の小学校外国語活動の推進に関する委員会を設置し、次期学習指導要領の 小学校第3学年及び第4学年における外国語活動を推進するための支援策につい て協議するとともに、指導資料を作成・配布する。

2 中学校における英語の授業の効果的な少人数・習熟度別指導の推進(指導部)

(1) 「パフォーマンステスト」の実施

少人数・習熟度別指導を行う中学校において、都独自で作成した「パフォーマンステスト」を各学年で実施する。

(2) 「中学校英語科教師のための指導資料」の活用促進

都内の各中学校における授業改善を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の 定着と伸長を図るため、「中学校英語科教師のための指導資料」をホームページに 掲載するとともに、活用を推進する。

3 高等学校における英語教育の充実(指導部)

(1) 都立高等学校における「東京グローバル 1 0」の指定 オンライン英会話をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験の受検支援 を行う。

(2) 国際理解教育の推進

ア 都立高校及び中高一貫教育校に JET 青年を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させる。

イ JET 青年の指導力の向上に向けた研修会の実施や、JET 青年を効果的に活用した授業の実践例などの共有により、英語授業の改善を図る。

(3) 英語教育推進校事業

「英語教育推進校」を 40 校指定し、「聞く」「話す」に重点を置いたきめ細かい指導等を行う。

ア 外部検定試験の実施

生徒の英語力を把握するために、国内で実施されている4技能を測ることができる外部検定試験に関して、各校1学年分の費用を各年度に1回分措置し、外部検定試験を導入する。

イ 音声・リーディングソフトの活用

生徒の発音とモデルの発音との差異を視覚的に示しながら発音の矯正を行うことができるソフトを、授業等で活用することで、生徒の発音の向上を図る。

ウ 生徒対象オンライン英会話学習

授業の内外において、インターネット電話サービスを活用しタブレット端末又は 学校の生徒用パソコンで海外の外国人講師と実際にオンラインで会話し、教科書に 沿った練習や検定試験受験に向けた実践練習などを行う。

エ 英語科教員対象オンライン英会話研修

授業を英語で行うために必要な英語力(主に話す力)を高めることを目的とし実施する。

4 「英語村(仮称)」の開設準備の推進(指導部)

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる「英語村(仮称)」を整備・運営する民間事業者を公募・選定し、決定する。

<主要施策4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進>

1 都立新国際高等学校(仮称)の設置の検討(都立学校教育部)

都立新国際高等学校(仮称)の新設に向けて、基本的な教育理念や教育課程の特色等 について、外部有識者等で構成する検討委員会を設置して検討する。

取組の方向2 世界で活躍できる人材の育成

- 2 都立小中高一貫教育校の設置による国際色豊かな学習環境の整備(都立学校教育部) 都立立川国際中等教育学校への附属小学校の新設による小中高一貫教育の実施に向け て、教育課程や入学者決定などの具体的在り方について、外部有識者等で構成する検討 委員会において多面的視点から検討する。
- 3 都立国際高等学校における海外大学進学希望者への支援の促進(都立学校教育部)

平成27年度に国際バカロレアの認定を取得した「国際バカロレアコース」の第二学年において、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を開始する。第一学年では、ディスカッションなどを重視した、双方向型、探究型、批評型による授業を英語で実施する(一部の科目は日本語で実施)。

4 「次世代リーダー育成道場」の充実 (指導部)

(1) 事前研修

都立高校生等が次世代を担う人材に求められる広い視野や高い英語力、チャレンジ精神、使命感などの資質や能力を身に付けるために、海外留学前に、講義、英語研修や日本の伝統・文化に関する学習、個人研究等を実施する。

(2) 留学 (第五期生:オセアニア地域100人、北米地域100人)

都立高校生がホームステイをしながら現地の高校に通学し、異なる文化や生活習慣の中で現地生徒と学校生活を送るとともに、現地企業・研究施設訪問や大学での講義聴講、地域でのボランティア活動等の特別プログラムを通して、国際社会で活躍できる人材に必要な国際感覚やコミュニケーション能力を養う。

(3) 事後研修

研修報告会、合同研修会等において、留学で学んだことやゼミナール研究を発表することにより、留学の成果を広く周知する。

(4) 啓発·発信事業

高校生の留学の機運を高めるための取組として、留学フェアを開催するほか、特設ウェブページの更新により、本事業の成果報告や留学に関する情報を発信する。

5 国際協力機構(JICA)と連携した「東京グローバル・ユース・キャンプ」の実施 (指導部)

国際社会の一員としての自覚や、社会貢献意欲と主体的な行動力をもつ人材を育成するため、JICAと連携して、都立高校生 100 人を対象とした青年海外協力隊の派遣前訓練に基づく体験研修「東京グローバル・ユース・キャンプ」を実施する。研修では、異文化理解の深化や課題解決能力向上を図るワークショップ、青年海外協力隊員との交流などを行う。

6 高等学校における姉妹校交流の拡大 (指導部)

生徒への異文化理解教育の促進を図るため、これまでの国際交流や「次世代リーダー育成道場」等の事業実績を活用し、都立高校における姉妹校交流を拡充させていく。

また、豊かな国際感覚を醸成していくため、生徒の国際交流の機会を更に拡大し、交

換留学を実施する団体等と連携し、日本への留学を希望する外国人生徒を積極的に受け 入れていく。

7 都立中高一貫教育校における教育内容の充実 (都立学校教育部)

都立白鷗高等学校・白鷗高等学校附属中学校の教育内容の更なる充実を図るため、教育課程や入学者決定などの具体策について、外部有識者等で構成する検討委員会を設置して検討する。

<主要施策5 日本人としての自覚と誇りの涵養>

1 日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成(指導部)

(1) 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成

日本の伝統・文化を理解し、その良さを積極的に発信するとともに、外国人と関わりながら互いの文化を尊重した交流を推進するための必要な支援を行う。

ア 外国人との交流

都内公立学校250校に外国人の派遣等の支援を行い、日本の伝統・文化に関する授業や部活動等の中で、外国人と交流する機会を設定し、児童・生徒が日本の伝統・文化の良さを発信したり、海外から見た日本の伝統・文化の良さを学んだりすることを通して、積極的に外国人と関わる態度を育成する。

(ア) 交流内容

- ・日本の伝統・文化について、外国人とともに体験する。
- ・日本の伝統・文化について学んだことを、外国人に紹介する。
- ・海外から見た日本の伝統・文化について、外国人から話を聞く。
- ・海外の伝統・文化に関する話を聞いたり、体験したりする。

イ 伝統・文化活動の充実

外国人の派遣等を行う250校に対して、日頃の教育活動において、児童・生徒が日本の伝統・文化の理解を深め、日本の良さを積極的に発信する意欲や態度を高める取組を充実するための支援を行う。

- (ア) 対象となる伝統・文化
 - ・茶道や華道、三味線、和太鼓、俳句・短歌等、これまで受け継がれてきた伝統 的な文化
 - ・アニメーションや最先端技術等、現代において生み出されている文化
- (イ) 活動を充実するための視点
 - ・体験活動の充実
 - ・外部人材の活用
 - ・用具の充実
 - ・取組を発信する場の設定

ウ 啓発・発信

各学校の取組を全都に広げるため、公開授業の実施や都教育委員会のホームペー

取組の方向2 世界で活躍できる人材の育成

ジへの事例掲載するなど、多様な方法により発信する。

- エ 日本の伝統・文化に関する教育推進資料の作成・配布 海外等から高く評価されている日本の伝統・文化や先人の優れた業績等をテーマ とした資料を月1回作成し、全公立学校に配布することを通して、児童・生徒の日 本人としての自覚や誇りを高める指導の充実に資する。
- (2) 都立高校における伝統芸能を鑑賞する体験機会の設定
 - ア 都立高校生が日本の伝統文化を理解しその内容を他者に発信していく力を身に付けるため、伝統芸能鑑賞教室を実施する。
 - (ア) 都立高校全日制約 180 校に対して、3 年間で必ず1回は伝統芸能鑑賞を体験する機会を設定
 - ・伝統芸能に関する学習教材の作成及び実施校での活用
 - ・伝統芸能を鑑賞する体験機会の設定
 - ・伝統芸能に関するアンケート調査の実施
 - ・実施校における情報発信